

★保育園でよくみられる感染症の出席停止基準

病 名	出席停止期間
★ インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
★ 新型コロナウイルス感染症	完全に治癒し、主治医が感染のおそれがないと認めるまで
★ 百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
★ 麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
★ ポリオ (小児まひ)	急性期の主要症状が消退するまで
★ 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
★ 風疹 (三日はしか)	発疹が消失するまで
★ 水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
★ 咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
★ 結核	治癒し、主治医が感染のおそれがないと認めるまで
★ 髄膜炎菌性髄膜炎	治癒し、主治医が感染のおそれがないと認めるまで
★ 腸管出血性大腸菌感染症 (O-157、O-55、O-104、O-111、O-126、O-145 等の大腸菌)	菌が消失し、主治医が登園して差し支えないと認めたとき
ヘルパンギーナ	主治医が登園して差し支えないと認めたとき
急性出血性結膜炎	治癒するまで
流行性角結膜炎	治癒するまで
手足口病	主治医が登園して差し支えないと認めたとき
溶連菌感染症	有効治療を始めてから2～3日経過するまで
ウイルス性肝炎	主要症状が消退するまで
ウイルス性胃腸炎 (ロタ、ノロ、アデノウイルス等)	主な症状がほとんど消失し、主治医が登園して差し支えないと認めたとき
伝染性紅斑(りんご病)	全身状態がよいこと
マイコプラズマ肺炎	主な症状がほとんど消失し、主治医が登園して差し支えないと認めたとき
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身の状態が良く、主治医が登園して差し支えないと認めたとき
帯状疱疹	すべての発疹がかさぶたになるまで
突発性発疹	主な症状がほとんど消失し、主治医が登園して差し支えないと認めたとき
単純ヘルペス性感染症 (口唇ヘルペス、ヘルペス性口内炎)	発熱がなく、よだれが止まり、普段の食事ができること
伝染性膿痂疹(とびひ)・皮膚化膿症	他人への感染のおそれがないと医師が認めたとき

★印は、登園の際医師が記入した治癒証明書の提出が必要です。

★その他の感染症については、主治医の登園許可が出るまでお休みください。